

毎週火、金曜日発行（但休日相当と
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

（22日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 鳥取県立大山観光会館の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託
家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査等の実施
公有水面の埋立の免許
道路の位置の指定
道路の指定の廃止
昭和三十九年六月二十三日付け鳥取県告示第
三百九十四号の取消し
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇人委規則 県費負担教職員の有給休暇に関する規則
の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則
の一部を改正する規則
- ◇公告 道路交通法第八十一条第二項の規定に基づく
措置
- ◇正誤 昭和三十九年七月三十一日付け鳥取県公報号

規則

外第五十四号の目次中訂正
 昭和三十九年七月二十八日付け鳥取県告示第
 四百五十五号中訂正
 昭和三十九年七月二十八日付け鳥取県告示第
 四百五十六号中訂正

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに
 公布する。

昭和三十九年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則
 第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 クリーニング所検査手数料 千円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十二号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立大山観光会館の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年八月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年八月十一日

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
だに駆除……BHC散布

別表 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
八月 十八日	江府町	下蚊屋検診場
〃 十九日	〃	下蚊屋放牧場
〃 二十日	〃	御机検診場
〃 二十二日	〃	大河原
〃 二十四日	〃	栗尾
〃 二十五日	〃	小原

〃 二十六日	日野町	板井原
〃 二十七日	〃	奥渡
〃 二十八日	江府町	日の話
〃 二十九日	〃	池の内
〃 十八日	西伯町	東長田
〃 十九日	〃	〃
〃 二十日	〃	〃
〃 二十四日	〃	〃
〃 二十五日	岸本町	八郷
〃 二十六日	〃	〃
〃 二十七日	〃	〃
〃 二十八日	〃	〃

鳥取県告示第四百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十九年八月五日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十九年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

鳥取市東品治町一九番の五地
鳥取県共済農業協同組合連合会

会長理事 太田 実太郎

二 埋立の場所及び面積

東伯都羽合町大字上浅津宮の本二一番一先
東郷池筋 三六・一二平方メートル
(関係図面は、土木部管理課に保管)

三 埋立の目的

護岸のため

四 埋立工事の期間

昭和三十九年 八月十日から
昭和三十九年十一月十日まで

鳥取県告示第四百八十五号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年八月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和三十一年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
申請人の住所氏名
鳥取市吉方八〇六番地の四
大 本 静 枝
道路の位置の指定場所
鳥取市立川町五丁目二七一番一の一部
幅員 四メートル
延長 八九・五メートル

鳥取市川端二丁目四〇番地
井 上 正 雄
鳥取市西品治字行徳北側一八番の一部
幅員 四メートル
延長 四五・一メートル

鳥取県告示第四百八十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。
昭和三十一年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
申請人の住所氏名
鳥取市吉方八〇六番地の四
大 本 静 枝
道路の指定の廃止場所
鳥取市立川町五丁目二七一番二の一部
幅員 四メートル
延長 五三・三メートル

鳥取県告示第四百八十七号

昭和三十一年六月二十三日付け鳥取県告示第三百九十四号は、取消しする。
昭和三十一年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和三十一年八月十一日

- 鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎
- 一 日時 昭和三十一年八月十五日 午前十時三十分
 - 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 - 三 議題 1 県立学校長人事について
2 その他

人事委員会規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十一年八月十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第六項の次に次の一項を加える。

- 7 前項までの規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の規定に基づき臨時に任用された職員及び女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十一年法律第二百五号）第三条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）には適用しない。

第三条の次に次の一条を加える。
(特別休暇)

第三条の二 臨時的任用職員の有給休暇は、その者の任用期間が二月の場合は二日、二月をこえる場合は二日に二月をこえる期間一月について一日を加算した日数を与えるものとする。

第四条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加え、同条第十九号中「父母」の下に「配偶者及び子」を加え、同条第二十二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

ただし、臨時的任用職員については、第三号から第六号まで、第十二号(公務による場合を除く。)、第十三号、第十七号、第二十四号及び第二十七号から第二十九号までの規定は、適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

昭和三十九年八月十一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の規定に基づき臨時的に任用された職員及び女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。
(臨時的任用職員の有給休暇の場合)

第二条の二 臨時的任用職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て有給休暇として、義務免除される場合の日数は、その者の任用期間が二月の場合は二日、二月をこえる場合は二日に二月をこえる期間一月について一日を加算した日数とする。

第三条各号列記以外の部分に次のただし書を加え、同条第一項第十七号中「父母」の下に「配偶者及び子」を加え、同条同項第二十号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

ただし、臨時的任用職員については、第一号から第四号まで、第十号(公務による場合を除く。)、第十一号、第十五号、第二十二号及び第二十五号から第二十七号までの規定は、適用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 出

道路交通法(昭和35年法律第105号)第81条第2項の規定に基づく措置をとつたので、同法第3項の規定により次のとおり公示する。
昭和39年8月11日

米子警察署長 高 木 三 郎

1 保管した物件の種類及び型状

軽三輪自動車 ハンペー

鳥は〜6980 貨物BS1959

2 除去をした日時

昭和39年7月13日午後5時

3 物件が放置されていた場所

米子市角灘町4丁目90番地

サウタクシー株式会社米子営業所横

4 保管場所

米子市錦町3丁目20番地

小 林 金 属

正 誤

昭和三十九年七月三十一日付け鳥取県公報号外第五十四号の目次中次の箇所誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 上 五 を鳥取県 鳥取県

一 上 七 改正する規則 を改正する規則

昭和三十九年七月二十八日付け鳥取県告示第四百五十五号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上

路線名	大山御机線
-----	-------

整理番号	184	路線名	大山御机線
------	-----	-----	-------

昭和三十九年七月二十八日付け鳥取県告示第四百五十六号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上

別旧新	旧	新
-----	---	---

整理番号	111	別旧新	旧	新
------	-----	-----	---	---

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月額二五〇円(送料共)]